

令和3年度

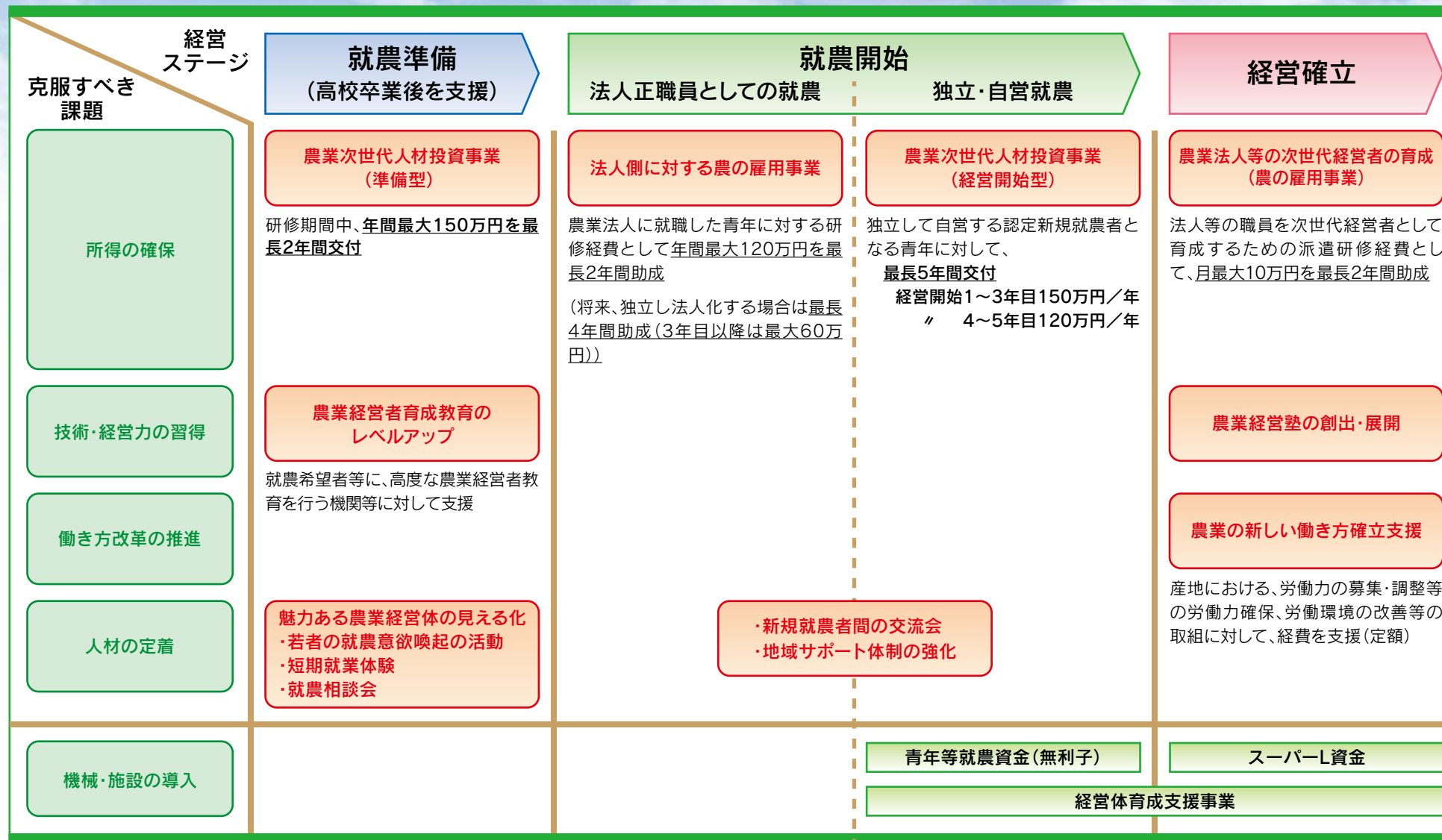
秋田県で新規就農を目指す皆さんへ

農業次世代人材投資資金 (準備型)の活用を!

目次

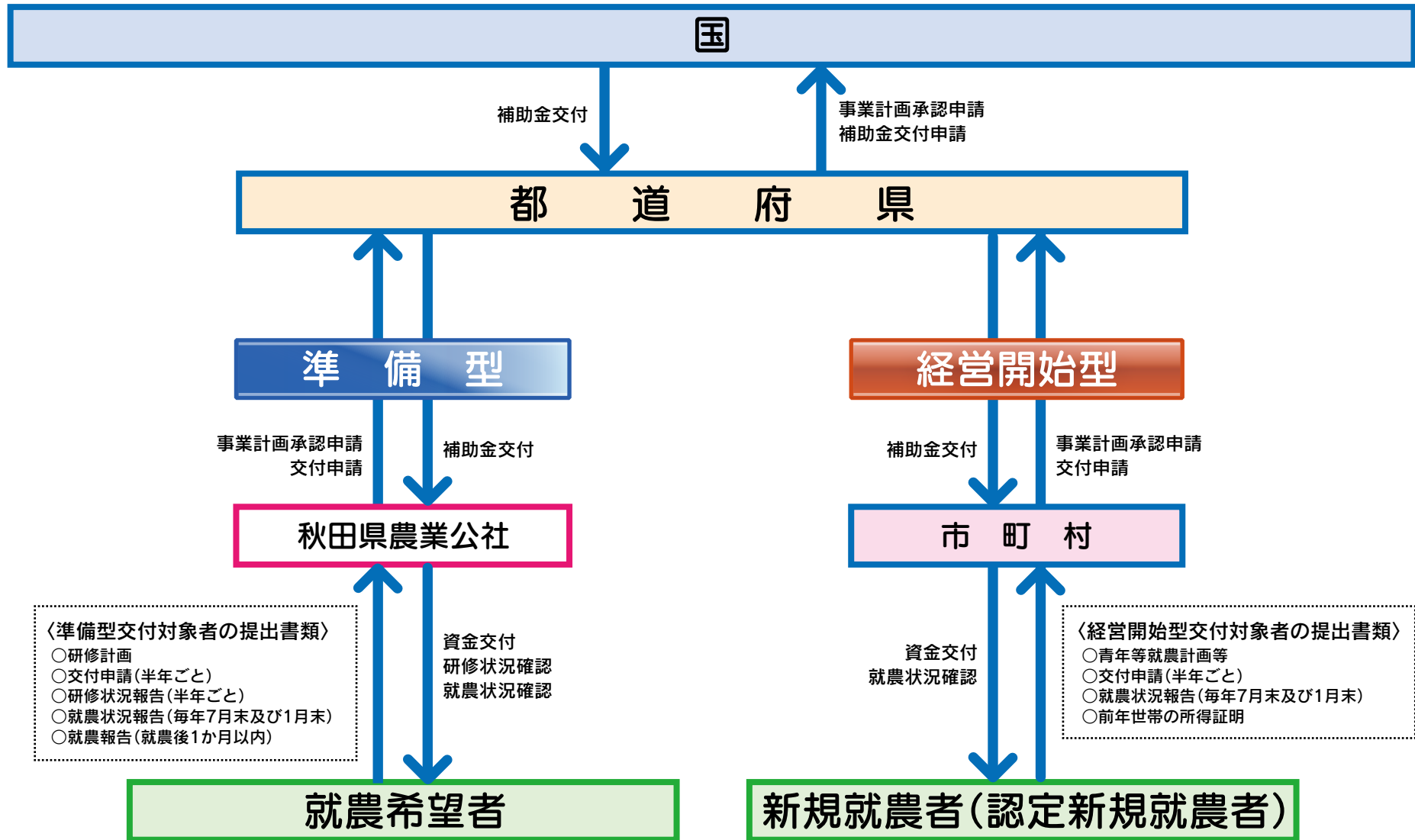
- 農業人材強化総合支援事業の全体像…………… 1
- 農業次世代人材投資資金の実施体制・手続…………… 2
- 農業次世代人材投資資金(準備型)の交付要件…………… 3
- 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件…………… 4
- 資金の交付を受ける上での留意点について…………… 5
- 農業次世代人材投資資金(準備型)のスケジュール(予定) 6
- (参考)秋田県農業公社のウェブサイト…………… 7
- (参考)ウェブサイトの手続きと様式について…………… 8

農業人材力強化総合支援事業の全体像



が農業人材力強化総合支援事業で実施する内容

農業次世代人材投資資金の実施体制・手続



農業次世代人材投資資金(準備型)の交付要件

○次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間(2年以内)の生活安定を支援。

1 就農予定時の年齢が、**49歳以下**であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2 研修終了後1年以内に**独立・自営就農、雇用就農又は親元就農**※をすること

※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承(**農地の所有権移転又は利用権設定が必要**)するか又は法人の経営者になること。ただし、平成30年度までの採択者は、農地の所有権すべてを移転すること。

3 県が認めた研修機関等で概ね1年以上※(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること

※ 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象

4 常勤の雇用契約を締結していないこと

5 失業給付など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと

6 原則として前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。)全体の所得が600万円以下であること

7 研修中の事故による怪我等に備えて、傷害保険に加入すること

交付対象の特例

29年度の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

返 還

1 適切な研修を行っていない場合

・交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合

2 研修終了後※1年以内に**就農をしなかった場合**。

※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。

3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、**独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合**

4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の経営者にならなかった場合

5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

6 就農状況報告、就農報告、住所等変更報告等を提出しなかった場合

農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付要件

○次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後(5年以内)の経営確立を支援。

1 独立・自営就農時の年齢が、49歳以下の認定新規就農者※1で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

※1 市町村で、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

2 独立・自営就農であること

親元に就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

・自ら作成した青年等就農計画等※2に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したもの

- ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること

5 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続すること

6 人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

7 失業給付など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

8 原則として前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。)全体の所得が600万円以下であること(交付継続要件)

交付対象の特例

- ①夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。
- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

交付停止

- 1 前年の世帯所得が600万円(次世代資金含む)を超えた場合
- 2 適切な経営を行っていない場合
- 3 経営開始3年目終了後に実施する中間評価において、経営発展する意欲が乏しく、所得目標の達成が見込まれないと市町村が判断した場合

返 還

- 1 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

資金の交付を受ける上での留意点について

確定申告について

準備型交付対象者の資金は、「雑所得」となるので所得税の確定申告が必要。
 (交通費・教材費など研修に要した費用があれば、必要経費として収入金額から控除が可能。)

所得税の扶養控除について

親族に扶養されている場合、合計所得金額が38万円を超えるので、その扶養から外れる。
 (扶養者が給与所得者の場合は、扶養控除を訂正する扶養控除等(異動)申告書を提出する必要がある。)

資金の返還について

(一部返還)

- ア 要件を満たさなくなった、中止、休止に該当した場合(交付済の残りの期間を返還)
- イ 研修状況報告を行わなかった場合(報告に係る期間を返還)

(全額返還)

- ア 適切な研修を行っていない場合
- イ 研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農(週35時間以上で継続的な雇用契約を締結していること)、親元就農しなかった場合
- ウ 親元就農者が、就農後5年以内に農業経営を継承(農地の所有権移転又は利用権設定が必要)しなかった場合
- エ 独立・自営就農者が、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合
- オ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合
- カ 就農状況報告、住所等変更報告、就農報告等を行わなかった場合



農業次世代人材投資資金(準備型)のスケジュール(予定)

[4月から研修を開始する場合]

- 1 研修計画の作成と申請 → 4月末まで提出 4月
 - 2 申請者面談(研修計画聴取) 5月
 - 3 研修計画の承認 → 6月中旬通知 6月
 - 4 交付申請書の作成と申請(前期分) → 7月10日頃まで提出 7月
 - 5 資金の交付(前期分) → 7月末振込予定 7月
 - 6 研修状況報告書の提出(前期分) → 10月末まで提出 10月
 - 7 研修実施状況の確認(前期分) 10月~11月
 - 8 交付申請書の作成と申請(後期分) → 11月20日頃まで提出 11月
 - 9 資金の交付(後期分) → 11月末振込予定 11月
 - 10 研修状況報告書の提出(後期分) → 3月下旬~4月上旬まで提出 3月~4月
 - 11 研修実施状況の確認(後期分) 3月~4月
- ※ 研修終了後の報告(就農状況報告、住所等変更報告、就農報告) 要綱に定める期限まで

秋田県農業公社のウェブサイト

農業次世代人材投資資金(準備型)の手続きと様式について

The image shows two screenshots of the AAPC website. The left screenshot shows the main navigation menu with 'トピックス' (Topics) selected. The right screenshot shows the 'トピックス' page with a red box highlighting the link '農業次世代人材投資資金の制度と様式' (System and Forms of Agricultural Next-Generation Talent Investment Funds) under the '目的別メニュー' (Menu by Purpose) section. A red arrow labeled 'クリック①' points from the '農業次世代人材投資資金について' link in the left sidebar to the highlighted link in the right screenshot. A second red arrow labeled 'クリック②' points to the highlighted link in the right screenshot.

スクリーンショット① (左側):

- サイトマップ
- AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社
- ホーム | トピックス | 法人概要 | 目的・沿革 | 交通アクセス
- 業務案内
 - 農地管理部
 - 農地管理業務地域について
 - 農地の売買について
 - 農業生産者について
 - 農業振興部
 - 農業振興について
 - 農業次世代人材投資資金について
 - 農地政策と支援について
 - 有機・特産品について
 - 県オリジナル品種について
 - 畜産部
 - 畜産振興について
 - 畜産経営について
 - 秋田県農業経営相談所
 - 農業経営サポートの総合窓口
- お問い合わせ
- リンク
- 最新情報

スクリーンショット② (右側):

- TOP | トピックス | 秋田で就農 | 人材投資資金 | 6次産業化 | 有機・特産品 | 県オリジナル品種
- 目的別メニュー
 - 秋田で農業を始めたい方
 - 6次産業化について知りたい方
 - 農産物の認定等について知りたい方
 - 農産物の品質等について知りたい方
- お問い合わせ
 - 問い合わせ
 - 〒010-0961 秋田市山本4丁目2-1
 - Fax:010-899-4211
 - Fax:010-899-7210
- 農業次世代人材投資資金の制度と様式
 - 農業次世代人材投資資金の制度と様式
- トピックス
 - 2019年01月17日
 - 【6次産業化】認定企業を募集します！
 - 2018年11月07日
 - 今年度の秋田県農業特産品発表会
 - 2018年09月04日
- TOP | トピックス | 秋田で就農 | 就農資金・制度 | 6次産業化 | 有機・特産品 | 県オリジナル品種
- 公益社団法人 秋田県農業公社
- 〒010-0961 Tel:010-899-6211 Fax:010-899-7210
- © Akita Agriculture Public Corporation All rights reserved.

1 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画を作成し、交付主体に承認申請します。

研修計画「別紙様式第1号(別添2・4含む)」

2 研修計画の変更申請

「1 研修計画」の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請します(研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除きます。)

計画変更 → 様式は定められていないので、様式第1号を適宜修正して使用

タイトルに「(変更)」を追記

3 交付申請

「1 研修計画」の承認を受けた者は、交付申請書を作成し、交付主体に資金の交付を申請します。

交付申請書「別紙様式第3号」

4 研修状況報告

準備型の交付を受けた者(以下「準備型交付対象者」という。)は、研修状況報告書を交付主体に提出します。

提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行います。

研修状況報告書「別紙様式第4-1号・第4-2号」

5 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は交付主体に中止届を提出します。
中止届「別紙様式第6号」

6 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は交付主体に休止届を提出します。
休止届「別紙様式第7号」

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届を提出します。
研修再開届「別紙様式第8号」

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産により研修を休止する場合は1度の妊娠・出産につき最長3年の休止期間を設けることができます。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて2の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請します。

7 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を交付主体に提出します。

※ 採択(交付開始)年度によって様式が異なることがありますので、ダウンロードする前に農業公社へ確認してください。

就農状況報告「別紙様式第9-1号」(独立・自営就農用)
「別紙様式第9-2号」(雇用就農用)
「別紙様式第9-3号」(親元就農用)

なお、準備型の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画を作成し、「1 研修計画の承認申請」の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届を交付主体に提出します。

また、継続研修の期間中は「4 研修状況報告」の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行います。
継続研修計画「別紙様式第10号」
継続研修届「別紙様式第11号」

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を交付主体に提出します。
住所等変更届「別紙様式第12号」

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届を提出します。なお、就農遅延期間は研修終了後から1年経過後原則1年以内とします。
就農遅延届「別紙様式第13号」

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告を交付主体に提出します。
就農報告「別紙様式第14号」

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届を提出します。
就農中断届「別紙様式第15号」

なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を提出します。
就農再開届「別紙様式第16号」

8 返還免除

準備型交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書を交付主体に提出します。
返還免除申請書「別紙様式第18号」

9 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関して同意するため、研修計画が承認されたら、交付申請を行う際に同意書を併せて提出します。
同意書「別紙様式第22号の別紙」

研修終了後の報告について

1 就農報告「別紙様式第14号」

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告を提出します。

【留意点】

ア 就農日について

・「就農要件」の①～④がすべて揃った日が就農日となる。

イ 添付書類について

・「添付書類」のうちそれぞれ1種類以上のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。

・通帳は氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権、利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有、貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳

2 就農状況報告「別紙様式第9-1号」(独立・自営就農)、「第9-2号」(雇用就農)、「第9-3号」(親元就農)

研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出します。

・毎年7月及び1月に作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あて郵送する。

・経営開始型の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出する。

3 住所等変更報告「別紙様式第12号」

交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を提出します。

就農相談や支援制度についての問い合わせはこちらまで

公益社団法人 秋田県農業公社

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎内

TEL 018-893-6212 FAX 018-895-7210